

子ども・子育て支援新制度について

資料 1

1. 子ども・子育て関連3法について

幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成24年8月、「子ども・子育て関連3法」が公布されました。これに基づき、より子どもを生み、育てやすい環境を整備し、子ども・子育てを社会全体で支えていく新しい制度が子ども・子育て支援新制度です。子ども・子育て関連3法は以下のとおりです。

① 子ども・子育て支援法

幼稚園、保育所など通じた共通の給付（施設型給付）及び事業所内保育などへの給付（地域型保育給付）の創設、地域子ども・子育て支援事業の充実・法定化など。

② 認定こども園法の一部を改正する法律

幼保連携型認定こども園について、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設とし、幼稚園と保育所で別々となっている認可・指導監督及び財源措置（施設型給付）を一本化。

③ 関係法律の整備等に関する法律

上記2つの法律の施行に伴い、児童福祉法など55の関係法令について規定を整備。

※ 子ども・子育て支援新制度は、消費税率の引き上げによる増収分の一部を恒久財源（社会全体による費用負担）とし、平成27年4月から施行されました。

2. 新制度の主な内容について

① 就学前の子どもに対する教育・保育（幼稚園、保育園、認定こども園）を通じた共通の給付【施設型給付】及び小規模保育等への給付【地域型保育給付】

市が客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとなりました。また、教育・保育などの給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、利用者の選択（1号認定、2号認定、3号認定）に基づく給付を実施します。

地域型保育給付に関しては、国の考えに基づき、市において条例等を整備し、小規模保育事業や家庭的保育事業を平成29年度より実施しています。

（参考）保育の必要性の認定の流れ

- I. 幼児期の養育・保育を受けようとするときは、保護者は市に対し、子どもごとに給付を受ける資格を有すること及び区分についての認定を申請し、その認定を受けなければなりません。
- II. 市は、家庭において必要な保育を受けることが困難である子どもに該当すると認めるときは、子どもに係る保育必要量の認定を行います。
- III. 市は、支給認定を行ったときは、その結果（区分、保育の必要量など）を保護者に通知します。（支給認定証の交付）

② 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

共働きなどで保育が必要だけでなく、家庭で子育てをしている親子への支援を充実。市が地域の実情に応じて実施する地域子ども・子育て支援事業（13事業）が法定化されました。

このうち、放課後児童クラブ（学童保育）については、対象児童が「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」となり、設備及び運営に関して国において省令で基準が設けられ、これを踏まえ、市においても条例で基準を定めました。（「栗東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」）

栗東市子ども・子育て支援事業計画について

1. 栗東市子ども・子育て支援事業計画について

市では、子ども・子育て支援法及び国の定める基本指針に即して、平成27年度から平成31年度（令和元年度）の5年を一期とする栗東市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

この計画は、栗東市次世代育成支援行動計画（後期計画）（平成22年度～平成26年度）を引き継ぐ計画と位置づけ、国・県の子ども・子育て支援に関連する法令や計画をはじめ、第五次栗東市総合計画を上位計画として、関連の分野別計画との調和と整合を図っています。

令和2年度を始期とする5年間の第二期計画について、平成30年度と令和元年度の2年間で策定を行います。

2. 計画策定および策定後の経過について

① 平成25年度

幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の利用実態及び今後の利用意向を適確に把握し、事業計画に量の見込みが適切に設定できるよう、ニーズ調査を実施しました。

② 平成26年度

ニーズ調査の結果・分析、栗東市子ども・子育て会議の意見、パブリックコメント及び県への協議・調整などを経て計画を策定しました。計画には次の事項を定めています。（必須事項）

(ア) 教育・保育提供区域の設定

(イ) 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み

(ウ) 幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る提供体制の確保の内容及びその実施時期

(エ) 幼児期の教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進体制

③ 平成27年度～

事業計画に基づき、子ども・子育て支援に関する給付や事業を実施

(ア) 子ども・子育て支援給付

I 子どものための現金給付

・児童手当（別段の定めがあるものを除き、児童手当法の定めるところによる）

II 子どものための教育・保育給付

・施設型給付（幼稚園・保育所など）

・地域型保育給付（小規模保育・家庭的保育など）

(イ) 地域子ども・子育て支援事業（13事業）

・延長保育事業、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業（学童保育）、地域子育て支援拠点事業、子育て短期支援事業、（病児）病後児保育事業、妊婦に対する健康診査、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、養育支援訪問その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業、利用者支援、実費徴収にかかる補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

④ 平成29年度

栗東市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しを行いました。

⑤ 平成30年度

第2期栗東市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査を実施しました。

⑥ 令和元年度

ニーズ調査の結果・分析を行い、国が示す手引書に基づき量の見込み（ニーズ量）を算出し、これに対応する確保策の検討を行い、第2期栗東市子ども・子育て支援事業計画を策定します。

栗東市子ども・子育て会議について

1. 栗東市子ども・子育て会議設置の法的根拠及び理由

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、条例の定めるところにより、子ども・子育て支援事業計画の策定・変更及び特定教育・保育施設などの利用定員の設定に関して意見を聴くなどのため、審議会その他合議制の機関を設置することが市町村の努力義務となっています。

このことから、子ども・子育て支援事業計画に子育て当事者や子ども・子育て支援事業者の意見を反映させ、本市における子ども・子育て施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するうえで重要な役割を果たすとの認識のもと、栗東市子ども・子育て会議を設置することとし、栗東市子ども・子育て会議条例を平成25年度に制定しました。

栗東市子ども・子育て会議条例は、計画書P73に記載しております。

2. 栗東市子ども・子育て会議の所掌事務について

栗東市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理します。具体的には、次のとおりです。

- 特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の利用定員を定める際に意見を述べること
- 子ども・子育て支援事業計画を策定・変更する際に意見を述べること
- 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議すること

3. 栗東市子ども・子育て会議の委員数及び委員構成について

国は「国の子ども・子育て会議の構成メンバーを参考にして、子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえ、少なくとも教育・保育、子育て支援の3本柱を中心とするバランスに配慮し、かつ、子育て当事者など幅広い関係者を集めるよう」示しています。

これに基づき、栗東市子ども・子育て会議の委員数は17人以内とし、また委員は、栗東市子ども・子育て会議条例第3条第2項各号に掲げる者のうちから、本日、市長が委員委嘱をさせていただき、幅広い分野から会議に参画いただきました。（別紙、委員名簿参照）

なお、本日委嘱させていただきました委員の任期は、令和3年3月31日までです。

4. 会議の開催と内容について

令和元年度、令和2年度の栗東市子ども・子育て会議は、次の内容により開催します。

- 第1回会議（本日）：令和元年度の取り組み内容について、第二期計画の策定について
- 第2回会議（令和元年7～8月開催）：第二期計画の策定について等
- 第3回会議（令和元年9～10月開催）：第二期計画の策定について等
- 第4回会議（令和元年11月開催）：第二期計画の策定について等
- 第5回会議（令和2年2月開催）：第二期計画の策定について、令和元年度の取り組み実績、計画の進捗管理・評価について等
- 第1回会議（令和2年6月頃開催）：令和2年度の取り組み内容について等
- 第2回会議（令和3年2月頃開催）：令和2年度の取り組み実績、計画の進捗管理・評価について等

栗東市子ども・子育て会議の運営について

1. 会議の公開などについて

栗東市子ども・子育て会議は、原則として公開とする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は非公開とする。

- (1) 公開することにより、自由かつ率直な意見交換などができなくなる議事などを行う場合
- (2) その他公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

2. 会議の傍聴などについて

傍聴人の定員は8人以内とする。なお、傍聴希望人数が定員を超えた場合、抽選を行う。

ただし、特に必要があると認められる場合は、会長が会議に諮り、別に定員を設けることができる。

会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

3. 会議録要旨及び会議資料の公開などについて

会議終了後、事務局はすみやかに会議録要旨を作成する。

会議録要旨には、次に掲げる事項を記載し公開するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名および欠席した委員の氏名
- (3) 議事となった事項

ただし、次に掲げる事項については非公開とする。

- (1) 発言した委員及び事務局職員の氏名
- (2) 前号に掲げる者の氏名が推量されると認められる発言部分
- (3) 個人または団体などに関する情報であって、特定の個人などが認識されると認められる発言部分
- (4) その他公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる発言部分

会議資料は、公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められるものを除いて公開とする。

会議録要旨及び会議資料については、栗東市役所住民サロン（情報公開コーナー）において閲覧に供するほか、栗東市ホームページに掲載する。

4. その他

上記のほか、運営に関し必要な事項は、栗東市子ども・子育て会議条例第8条に基づき、会長が会議に諮って定める。